

令和8年度 第1回八戸市地域包括支援センター運営協議会 議事録

1. 日 時 令和8年8月5日（水）13時30分から14時50分まで
2. 場 所 八戸市庁本館3階 議会第二委員会室
3. 出席委員 井上 比奈 会長、李澤 隆聖 副会長、小川 あゆみ 委員、熊坂 覚 委員、
澤口 公孝 委員、檜山 義則 委員、上田 武男 委員、高橋 薫 委員
4. 事務局 藤田 耕次 福祉部長兼福祉事務所長、
三浦 幸治 福祉部次長兼障がい福祉課長、
沼岡 裕子 地域包括支援センター所長、
成田 加奈子 主幹、村本 順子 主幹、上館 綾子 主幹、
柏崎 雄介 主査兼社会福祉士、佐藤 楓 保健師

次第1. 開 会

■司会（沼岡地域包括支援センター所長）

それでは、ただいまより、令和8年度第1回八戸市地域包括支援センター運営協議会を開会いたします。

本日は、委員全員皆様にご出席していただいております。過半数以上の出席となっており、八戸市地域包括支援センター運営協議会設置要綱第7条の通り、会議が成立しておりますことをご報告申し上げます。なお本日の会議は約1時間を予定しております。

■司会（沼岡地域包括支援センター所長）

それでは、議事に入ります前に、事務局の変更がございましたので、事務局の職員を紹介させていただきます。

- ・福祉部長兼福祉事務所長の藤田耕次です。
- ・福祉部次長兼障がい福祉課長の三浦幸治です。
- ・高齢福祉課長の町井健二は欠席となっております。
- ・続きまして、地域包括支援センター主幹の成田加奈子です。
- ・同じく主幹の村本順子です。
- ・同じく主幹の上館綾子です。
- ・同じく主査兼社会福祉士の柏崎裕介です。
- ・同じく保健師の佐藤楓です。

私は本日の司会を務めさせていただきます地域包括支援センター所長の沼岡です。

どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議事に入りますので、ここからは、井上会長に進行をお願いいたします。

次第2. 議事

■井上会長

皆様、本日はお忙しいところ、御出席いただきましてありがとうございます。これより議事に入らせていただきます。本日は、事務局より4件の議案が提出されております。

(1) 令和7年度地域包括支援センター事業報告について

■井上会長

はじめに、(1) 令和7年度地域包括支援センター事業報告について、事務局より説明をお願いいたします。

■事務局（柏崎主査兼社会福祉士）

それでは、資料1、令和7年度地域包括支援センター事業報告につきまして、ご説明をさせていただきます。委員の皆様には事前に資料の方を配布させていただいておりましてので、本日はポイントを絞って説明の方を進めさせていただきたいと思います。

それでは、1ページをご覧ください。

まず1番といたしまして、本日開催しております地域包括支援センター運営協議会につきまして、昨年度は8月と2月に2回開催をいたしまして、記載の通りの案件についてご審議いただきました。2月に開催いたしました第2回協議会においては、地域包括支援センターの事業報告につきまして、市内の圏域ごとの状況を踏まえた評価を行うため、高齢者支援センターごとに評価を行う形で見直しを行う旨を説明させていただき、ご審議いただいたところでございます。

次に2. 総合相談支援業務についてですが、(1) は市包括および高齢者支援センター12ヶ所に対応いたしました総合相談の件数を記載しております。

昨年度における市包括の相談件数は、一般相談・困難・虐待を合わせまして2,042件、高齢者支援センターは8,357件、合わせまして10,399件となっております。表の中の括弧内は、令和6年度の実績を掲載しておりますが、若干ではございますが、前年度から増加している状況にあります。相談内容の内訳ですが、介護・保険といったサービスの利用に関する相談が最も多く、次いで独居一人暮らしや認知症に関する相談が多く寄せられており、これは例年同様の傾向となっております。

2ページを御覧ください。

相談者の内訳では、家族からの相談が最も多く、次いで本人、介護支援専門員、医療機関の順となっており、こちらにつきましても前年度と同様の傾向となっております。

続いて、(3) 高齢者見守りネットワーク事業についてです。この事業は、民生委員や町内会などの地域の関係者でネットワークを構築し、高齢者等の見守り活動を円滑に行うための体制作りを推進する事業ですが、見守りネットワーク活動の普及啓発の他、地域関係者で構成する高齢者見守りネットワーク連絡会の立ち上げ支援などを行っております。

現在、見守りネットワーク連絡会が発足している町内は49町内となっておりますが、それ以外の町内でも、実際には何らかの見守り体制が既にある場合が多く、そういった元々ある仕組みとの連携を図りながら、地域に合った無理のない見守り体制の構築に取り組んでいくところでございます。

続きまして、3. 権利擁護事業の(1) 成年後見制度利用支援状況についてです。認知症などにより判断能力が低下し、契約行為や金銭管理が困難になった高齢者を支援する成年後見制度ですが、親族など適切な申立人がいない場合には、市長が成年後見制度の利用申立てを行う市長申し立て業務を行っております。令和7年度は29件の申し立てを行っており、前年度と比較して2倍以上の件数となっております。

3 ページにまいりまして、(2) 高齢者虐待の取組状況についてです。昨年度の養護者による高齢者虐待の新規相談件数は 84 件となっており、そのうち虐待があったものと判断したケースは 61 件となっております。61 件の支援状況につきましては、右側の表に記載の通りです。虐待の特徴についてですが、虐待の種別では身体的虐待、心理的虐待が多い傾向にあります。虐待を受けた高齢者については、性別では女性が多く、年齢区分では 80 歳から 84 歳が多い状況になっており、要因といたしましては、障害や疾病、認知症、精神症状などに起因したケースが多い傾向にございます。また、虐待を行った養護者については、息子と娘から虐待を受ける場合が多く、養護者側の要因といたしましては、元々ある被虐待者との関係性、また精神不安定な状況等を要因としたケースが多くなっております。

4 ページにまいりまして、(4) 啓発活動についてですが、資料記載の通り、高齢者虐待防止研修会を開催いたしました。

(5) 市民後見推進事業についてですが、②市民後見人フォローアップ研修会は、八戸圏域で養成した市民後見人候補者の資質向上を目的に毎年開催しているものでございます。昨年度は資料記載の通りの内容で 4 回開催してございます。なお、この事業につきましては、八戸圏域成年後見センター運営業務の一つといたしまして、八戸市社会福祉協議会に委託をして実施をしております。

5 ページをご覧ください。

4. 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務につきましては、(1) 包括的支援事業研修会は、介護支援専門員が必要な知識や技術を習得することを目的に開催しているもので、資料記載の通りの内容で 2 回開催いたしました。

(2) 地域ケア会議ですが、高齢者の個別課題を検討する個別会議を 72 回、地域における共通課題の解決策について協議を行う圏域会議を 20 回、それぞれ高齢者支援センターにおいて開催しております。

また、資源開発や政策形成等に繋げることを目的に開催する推進会議につきましては、市包括の方で 1 回開催となっております。

6 ページにまいりまして、5. 指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務について要支援認定者数や給付管理数は記載の通りとなっております。

7 ページを御覧ください。

6. 在宅医療・介護連携推進事業につきましては、(1) 八戸市医療と介護の多職種連携研修会を 1 回、(2) 八戸市医療と介護の多職種連携意見交換会を 2 回それぞれ開催しております。

また (3) 在宅療養相談窓口を八戸市医師会に委託をして設置をしておりますが、そちらに寄せられた相談等につきましては、表に記載の通りとなっております。在宅医療と介護の両方の知識や経験を有する看護師等を配置し、地域の高齢者からの在宅療養に関するご相談に対応する他、地域の医療介護関係者から寄せられる相談にも対応し、内容に応じて関係機関と連携調整、情報提供などを行っております。

8 ページになりますが、(4) 高齢者福祉合同研修会については、八戸圏域連携中枢都市圏事業といたしまして実施しておりますが、昨年度は看取りをテーマに記載の内容で開催をし、238 名が参加いたしました。

7. 生活支援サービスの体制整備につきましては、記載の通りとなっております。

9 ページを御覧ください。

8. 認知症施策の推進に関して、まず(1) 認知症地域支援推進員の活動についてですが、市包括と高齢者支援センターの専門職が兼務をする形で計 26 名配置し、認知症の方などへの相談支援を実施しております。また、認知症地域支援推進員同士の連携を強化し、今後の取り組みの実効性向上を図るために連絡会を開催し、情報交換やグループワークを行いました。

次に、(3) 認知症の本人向けリーフレットについてですが、認知症の方が希望を持って自分らしく暮らせるよう、認知症と診断された方からのメッセージや、日常生活における工夫点などを盛り込んだ本人向けリーフレットを作成し、相談機関や医療機関へ配布いたしました。

10 ページにまいりまして、(5) 八戸市認知症総合支援検討会議については、市が行う各種認知症施策に関する現状の共有や、今後の事業推進に向けた検討を行う場として年 1 回開催しており、昨年度は記載のとおりの内容で開催しております。

9. 介護予防・日常生活支援総合事業について、通所型及び訪問型介護予防事業の利用状況は、資料記載の通りとなっております。

11 ページを御覧ください。

10. 任意事業のあんしんカード事業については、八戸圏域連携中枢都市圏の連携事業として実施しており、昨年度末時点で 397 名の方が登録をしております。この事業は、認知症などにより自宅に帰れなくなる恐れのある高齢者を、事前に市包括および警察に登録をしておく仕組みで、警察が高齢者を保護した際の本人特定や家族の連絡先の確認などに活用されております。

11. 高齢者保健福祉サービスに関する啓発活動については、記載の通りとなっております。

12. その他ですが、高齢者支援センター業務の運営状況の確認や、効率的、効果的な運営等に向けて、市包括と高齢者支援センターで、情報交換、意見交換等を行う高齢者支援センター関係職員会議を 3 回開催いたしました。

最後に、13 ページに記載をしております地域包括支援センター推進事業の実績につきましては、センター運営事業の仕様書において、年間の実施目標を定めている各種事業に関する高齢者支援センターごとの実施状況となっております。

令和 5 年度から新たな委託期間が始まり、4 ヶ所の高齢者支援センターが変更となりましたが、今年度で 4 年目となります。

市包括といたしましては、高齢者支援センターの運営が円滑になされるよう、毎年全ての高齢者支援センターを訪問して、運営状況の確認や各種相談への対応を行い後方支援を重点的に進めております。引き続き相談窓口の周知と併せまして、高齢者支援センターの支援を行い、相談対応が円滑に行われるよう努めてまいります。

以上で、令和 7 年度の事業報告に関する説明を終わります。

■井上会長

ただいまの説明に対し、御意見・御質問はありませんか。

■熊坂委員

高齢者の虐待防止研修会っていうのは、98 名参加してるんですけど、どういう方が参加なさっていますか。虐待の疑いがあったとき、そのホットラインもわからないし、どこにどうやって連絡すればいいのですか。

■事務局（沼岡地域包括支援センター所長）

こちらの2月6日の開催された研修会につきましては、居宅介護支援事業所ですとか、介護保険事業所の方々を中心にご案内しております。

■熊坂委員

虐待の疑いがありましたら、通報といいますか、ホットラインって、どちらになるんですか。

■事務局（沼岡地域包括支援センター所長）

個別の事例であればお住まいの圏域の高齢者支援センターの方にご相談していただく、または市の包括の方にご連絡いただければ。その方に、例えば支援が必要な状況でケアマネジャーがついていらっしゃる場合や、支援者がいらっしゃる場合なんかもありますので、そうしたときには関係する方々と連絡を取りながら、実際どうなのかなということで、確認を進めていく流れです。

■熊坂委員

事業所じゃなくて、今、独居の方がすごい増えてるので、何とか一般の方にも話を持っていけないかと思うんですけど、了解です。

■事務局（柏崎主査兼社会福祉士）

少し補足ですが、今現在、高齢者支援センターの方や包括の方に通報があって、高齢者虐待の対応をさせていただいていますが、やはり一番通報元として多いのは、警察からの通報が最近はずごく増えています。ご家族やまた関係者の方が、警察に通報して警察が出動するような形になり、その実態を把握して虐待が疑われるような場合には、市包括や高齢者支援センターの方に一報いただく、というケースが相当の割合を通報の中では占めておりますが、それ以外にも、ご家族からのご相談ですとか、あとは医療機関の方々からの相談、支援されてるケアマネジャーからの相談への対応ということも、実際の割合としては多くはないんですけどもあります。センターの方でも、訪問して気になる方がそこにいるんだということ把握して、その後、継続的な関わりが必要なのか。そのスパンというか、感覚ということも実際にセンターの職員の目で見えて判断することもできるので、ぜひ情報提供いただければということです。

■井上会長

はい。行ったださると安心に繋がるかなと思うのですね。

■熊坂委員

はい。了解です

■井上会長

7年くらい前に通報したことあります。他にご意見ご質問ありますか？

■榎山委員

この虐待の件でちょっと質問したいんですけども、私も認識不足があると思いますけど、3ページの件で84件そのうち虐待件数が61件認定した。これはどなたがどういう基準をもって認定してるのか。警察が介入するような事件性や、この虐待と認定したときの警察との関係性を伺いたい。

■事務局（柏崎主査兼社会福祉士）

お答えいたします。まず一つ目のこの通報いただいた84件に対して61件の認定ということで、こういった基準で誰が判断をしての認定になるのかっていう点につきましてですが、

まず通報いただいたものについては、市包括と実際に地域にある高齢者支援センターとで状況を共有して、まずセンターが主導となって事実確認を行います。関係者の方に、状況確認をして、虐待の行為が事実としてあったのかなかったとか。あったのであれば、緊急で保護するような緊急性があるのかどうかといったところを判断して、その虐待の事案が解消できるように支援をしていきますが、その中で毎月会議を開催して、包括と高齢者支援センターとで共有する中で、国のマニュアルや法律に照らし合わせて、虐待なのかということを、そこで確認できた事実をもって判断している。その結果がこの 61 件という形になっています。

二つ目が、ご質問いただいた事件性の部分に関してはおっしゃる通りで、虐待に国の方で出しているマニュアルの方にも、虐待行為は犯罪行為に当たる場合は傷害罪とかですね、侮辱罪とか様々な刑事罰に該当する場合があるというのは明記されていますが、先ほど申し上げたように、結構警察からの通報が多くてですね。私達の元に届く前にも警察が介入して、関係者と話をするという形で通報に至るケースがかなりの割合になりまして、その時点で警察の方で関係者に確認をしたら、ご家族が事件化をしたくないとか、事件に至るほどの内容ではないけれども、何らかの問題があるので支援が必要だという形で繋がってくるケースがかなりの割合になります。

だからそうじゃないような通報のケースについても、刑事罰に相当する可能性もありますので、そこは事実確認をする中で、必要があれば、そのご家族や支援者の方とも状況を共有し、そういう形のケースで対応しているところです。

■井上会長

各市町村のガイドラインもありますよね。もしよければ、またご覧になってください。

■檜山委員

わかりました。

■井上会長

他にはありますか。

■小川委員

任意事業の中の家族介護支援事業の中に、あんしんカード事業というのが、警察と連携をしながら認知症の方の対応をしているということなんですが、近頃スーパーとかに行方不明という張り紙を何件か私も見ていて、高齢者支援センターや市の方としての掌握と対応ってものを、実際あるものなのかどうかをお伺いできればと思うのですが。

■井上会長

どなたかご存知だったらお願いします。

■事務局（柏崎主査兼社会福祉士）

基本的に行方不明になった方の検索というところで、メインになって包括とか福祉の方で関わるということではなく、どうしても検索となると、警察の方でご家族から通報を受けて、行方不明届を受けて対応する中で、例えばタクシー無線を活用した検索ですとか、あとたまにほっとするメールで行方不明届を受けた方の情報流れてくるとは思います。あれも警察の方で集約した上で市の担当課の方に情報を流しているものなので、一次的な窓口は警察になります。スーパーなどのチラシの管理までは行っていません。

■小川委員

あと管理というか、そういう亡くなった方々の情報っていうのは、警察が掌握してるのは当然のことながら理解はできるんですけど、包括の方でそういうのを集約してるものなの

かということの確認でした。

■事務局（柏崎主査兼社会福祉士）

全部の件が来ているわけではないと思いますが、例えばそのご本人さんが発見されて、生活状況とかご家族状況的に何らかの支援が必要だとなった場合には、おそらく警察の方から、高齢者支援センターや高齢福祉課の方に今後の生活について相談するようになるところでしょうし、あと先ほどお話しいただいたあんしんカードを登録してない方については、情報提供を警察の方で行って実際に発見された後に、あんしんカードの登録をされる方というのは一定数いらっしゃるの、そういう形でこちらに全部のケースではありませんが、繋がっています。

■小川委員

事前に申し込みをしておく、すぐどういう方だっという情報がもう既にあるので、探しやすいという利点ですってということですね。

■事務局（柏崎主査兼社会福祉士）

いなくなった方を探す仕組みではなくて、見つかったときにご家族に早く引き渡すための仕組みということになります。

■小川委員

ちょっと違う形で連絡ができるっていうようなところですね。かなりいろんなところに、孤立して水面下にいる人たちがたくさんいるので、いろんなところで探せたり、確認できたりする作業ができるような仕組みがあればいいなというふうに思いました。エンディングノートではないんですけど、事前にどういうふうにするかっていうのを、本人さんとご家族が決めておくってのは非常に大切なことなのかと。その意思とかをしっかりと自分で明らかにしておくっていうようなことの働きかけが必要なのかなと思っています。

■井上会長

貴重なご意見ありがとうございます。他にはどうでしょうか。

■高橋委員

3 ページの虐待のことなんですけど、警察の方が先に動いてるって話でしたけども、虐待された人が警察に電話するのでいいんですよね。

■事務局（柏崎主査兼社会福祉士）

もちろんされた方が困っているという内容のご連絡をする場合もありますし、そういう状況を把握したご家族とか、隣の家からそういう叫び声とか、何かどんどん叩いているのかなと思われる音がするというので警察に通報してっていうルートもあります。

■高橋委員

家族とか独居の人だったらたまに来る家族なのかなとも想像して、そういうこともあるんですね。警察の方からお話が多いってことだけど、虐待じゃないってのがあからこの61 件なんですね。20 何件は虐待とは認められないということですね。

■事務局（柏崎主査兼社会福祉士）

そうですね。はっきり言って全くそういうのはなかったっていうケースってのは実はほとんどなくて、なかなか虐待の定義というのもちょっと関係するんですけど、養護している、お世話している方からされている高齢者に対して、強い立場の人から弱い立場という用語弊があるかもしれませんが、そういう立場の方に対して行われるのが一応定義上虐待となっているので、逆にですね、介護してる側の方から、介護されてる側の方に対してではなくて、

逆に認知症状によって攻撃をされているという場合は、問題があるんだけど、定義上虐待には該当しないというようなケースも中にはあり、ただ、そういう問題が生じている場合は、問題解決には対応はしますけれども、厳密に定義上虐待かと言われると、虐待の定義には当てはまらないというようなケースも中にはあったりするので、暴力沙汰になっても認定とならないこともあるという状況です。

■高橋委員

ありがとうございます。

■井上会長

家族が虐待してしまうことも多いので、家族から警察にではないことも多いと思います。

■高橋委員

はい。ありがとうございます。

■井上会長

他にはご意見ご質問ございませんか。

■李澤副会長

私ども施設の立場にすれば、運営推進会議というのが、2ヶ月に1回あり、支援センターの方が来てくれてるんですけども、運営推進会議に出たときの実績はどちらの項目を見ればいいですか。

■事務局（沼岡地域包括支援センター所長）

13 ページです。

■李澤副会長

その実績の中で、運営推進会議に出たときの実績はどの項目に入っているのか。地域密着の施設には、必ず出ることにはなってるんですか。

■事務局（沼岡地域包括支援センター所長）

地域密着型の施設での運営推進会議があるんですけど、2回出席していただいているということで、年度の末、例えば7年度の活動結果ですと、8年4月末までにセンターから提出される報告書の中には記載があるんですけども、本日皆様にご提示している資料の中には記載はございません。

■李澤副会長

この数もやはりこの高齢者支援センターの実績にはなってることは確かですか。

■事務局（沼岡地域包括支援センター所長）

なっております。

■李澤副会長

その高齢者支援センターの地区によっても、その運営推進会議に出る回数が違ってきますか。

■事務局（沼岡地域包括支援センター所長）

そうですね。地域でのその現状の把握ですとか、関係者との関係構築ということで出席をさせていただいておりますが、その回数は今即答できかねる状況でした。

■李澤副会長

我々来る立場にもある程度フィードバックできるような内容というか、来てもらう立場とすれば、この辺こうした方がいいとか、その辺気をつけた方がいいとか、そういう厳しい言葉があってもいいのかと思うんですけども。年度でその報告は聞いているとは言ってますけど

も、その辺機会があったとすれば聞いた内容を施設にはフィードバックあまりされてないような気がするんですけども。

■小川委員

推進会議で結局求められているのっていうのは、やっぱり地域の中の施設が存在であるとか、どう地域の中で役割とか、あとは中の運営の仕方も然りですか。意見を述べて欲しいというところですよ。

■李澤副会長

そうでもあるし、推進会議の進行や内容についても、施設ごとによって違う。

■井上会長

本当はもうちょっと上を目指して質が均一に上がるように均てん化を図ってほしいということですよね。

■李澤副会長

そうですね。できれば。その辺検討いただければ、受ける方は助かります。

■小川委員

ある程度のマニュアルとかはありますか。

■事務局（沼岡地域包括支援センター所長）

マニュアルというかもろもろ確認をした上で、また改めて回答させていただければと思います。（当日閉会后回答済）

■井上会長

そういうのを目指してもらいましょう。

継続でこれよりフィードバックをお願いいたします。他にはいかがでしょうか。この令和7年度の事業報告について、ご了承することよろしいでしょうか。

（２）令和7年度地域包括支援センター事業評価について

■井上会長

次に、(2)令和7年度地域包括支援センター事業評価について、事務局より説明をお願いいたします。

■事務局（上館主幹）

それでは、令和7年度地域包括支援センター事業評価についてご説明いたします。

資料2の1ページをご覧ください。

1.事業評価の目的ですが、地域包括支援センターは、地域住民の心身の健康の保持増進、及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保険医療の向上および福祉の増進を包括的に支援することを目的としております。

地域包括支援センターの設置者は、実施する事業について自己評価を行い、質の向上を図ること、市町村は定期的に地域包括支援センターの事業の実施状況について評価を行い、必要に応じて事業の実施方針の見直し等の措置を講じることとされています。

2.国が定める評価指標ですが、平成30年度から国が実施している調査では、国が一律に定める評価指標に基づき事業評価を行ってきました。令和6年度に地域包括支援センターの事業評価を通じた機能強化についての一部改正を受け、国が示す新しい評価指標を適用し、評価するものです。

(2) 評価時点および対象年度ですが、評価時点については、令和7年4月末時点の数値で人口や職員数を報告しております。評価の対象期間は令和6年4月1日から令和7年3月31日までとなっております。

3. 市による高齢者支援センターの事業評価ですが、例年、国が示す評価項目について、市内12の高齢者支援センター（以下センターと省略します。）の実施状況の平均と、全国及び青森県の地域包括支援センターの実施状況を比較した結果について、地域包括支援センター運営協議会に報告したところですが、今年度より下記の通り事業評価を行いました。

(2) 実施の手続きですが、まず令和7年7月に、各センターが国が示す調査指標による調査により、令和6年度の実施事業について自己評価を実施しました。また、令和8年4月には、各センターが年度の事業報告書と自己評価シートを提出しました。

令和8年5月に、市がセンターを訪問し、それらの結果をもとにヒアリングをした上で、各センターの総合的な評価を実施しました。

令和8年8月に、市は、各センターの評価結果を八戸市地域包括支援センター運営協議会に報告を行い、評価結果を決定することとしております。

八戸市の事業評価は、資料2の2ページから3ページ、高齢者支援センターの事業評価は資料3となっております。

次に資料2の2ページにお戻りください。

4. 八戸市の事業評価結果は、前回の八戸市地域包括支援センター運営協議会の議題として、地域包括支援センターの事業評価の見直しで示した様式で作成したものです。

(1) 国の評価指標の達成状況では、八戸市（基幹型包括支援センター）と全国自治体の平均を比較したレーダーチャートとなっております。

(2) 事業計画における重点活動および目標ですが、第9期高齢者福祉計画（令和6年度から令和8年度）では、地域包括支援センターの体制充実について、以下の目標を定めております。

1. 市内12圏域に設置したセンターの事業評価を行い、業務の実施状況を把握し、必要に応じて事業の質の向上のための改善を行います。2. 基幹型センターとして、高齢者支援センターを統括し、指導・助言等の後方支援を行います。3. 適切、公正かつ中立な運営を図るため、八戸市地域包括支援センター運営協議会を開催します。4. 高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、地域における連携・協働の体制づくりを行うとともに、個々の介護支援専門員を支援します。5. センター職員や介護支援専門員の資質向上を図ることを目的とした研修会を開催します。

次のページをご覧ください。

3ページの(3) 実施結果及び自己評価ですが、先ほどの事業計画における重点目標についての実施状況の自己評価になります。

1. 地域包括支援センター運営協議会を2回開催し、事業の実施結果および活動計画、市内12のセンターの事業評価等について審議しました。2. 各センターを訪問し、運営状況の確認や高齢者支援センターからの相談に対応しました。3. 「身寄りのない高齢者への支援」をテーマとした地域ケア会議推進会議を開催し、多職種による支援の現状や課題について共有しました。4. センター職員および介護支援専門員を対象に、在宅医療・介護関係者研修会、高齢者虐待防止研修会、包括的支援事業研修会等を開催し、センター職員の質の向上を図りました。

(4)市の運営方針に定める活動指標の実施状況ですが、令和6年度第2回八戸市地域包括支援センター運営協議会の議題として、令和7年度八戸市地域包括支援センター運営方針で示した活動指標の実施状況となっております。

(5)事業評価ですが、(1)国の評価による自己評価と、(2)事業計画における重点活動及び目標と(4)市の方針に定める活動指標の実施状況を総合した評価になっております。

①高齢者福祉計画に掲載する施策について、計画通り事業が行われました。市の運営方針に定める活動指標についても全て達成され、計画通り事業が行われました。②国による評価指標で八戸市の業務状況を調査した結果、介護予防ケアマネジメント・介護予防支援事業を除く評価分野の全ての項目において、全国平均を上回りました。③国の評価指標による調査結果が低かった介護予防ケアマネジメント・介護予防支援については、今年度、取り組みの基本方針及び実施手順等を整理したガイドラインを改訂し、関係機関と共有を図ったところであり、今後はガイドラインの活用をすすめるとともに、委託する居宅介護支援事業所も含めた市全体のスキルアップに向け、効果的な対策を検討していきます。

次のページをご覧ください。

4 ページの評価指標の提示は、国が定める事業評価を通して、市町村がセンターの事業の実施方針の見直しをし、センターの事業の質の向上を推進する流れを図にしたものです。

以上で資料2の説明を終わります。

次に資料3を御覧ください。こちらは各センターの事業評価結果ですが、こちらは資料2の1ページの3の(2)で説明した実施の手続きにより作成したものです。各センターの説明は割愛させていただきます。

以上で説明を終わります。

■井上会長

だいぶ変わりますね。ただいまの説明に対しご意見、ご質問ありませんか。

■小川委員

意見なんですけど、レーダーチャートにでこぼこがあるところもあると思うんですが、やはり地域住民の方々にどういうふうに働きかけるのかっていうのに多数のところで、困難を極めています。ターゲットが、高齢者だけではなくて若年層をどういうふうに関拓していくのかっていうのは、これからの課題なんだっていうのがよくわかると思います。高齢者になったらどういう生活ができるのか、というところを丸ごとそこだけを提示するのではなくって、やっぱりライフビジョンと言うか、生活設計っていうようなところの切り口で、将来こうなるかもっていうようなことだったり、お金の流れというような興味湧くような部分も踏まえて、若年層を取り込めればいいのかと。事例としてやってらっしゃる地域も全国的にはあるみたいですね。あとやっぱり医療には興味があるといいますか、やっぱり医療と介護を抱き合わせてお伝えをしていくというようなことが必要なのかと。思っていたところです。どういうところに引っかかるのかっていうのが、それぞれの地区の住民を目の前にしないと何も見えてこないこともあると思うんですが、若者の世代を取り込むための方法をそれぞれの包括、高齢者支援センターの方でも考えていただくことがすごく大事かと思ったので、意見としてお願いします。

■井上会長

非常に大事なご意見、本当にありがとうございます。先生のところではそのアイデア出しも含めて、学生の活動もそうですね。

■小川委員

学生も連れて行って、興味関心を持ってもらえるように、ただそこにやっぱり来るのは高齢者の方々がメインだし、ルートに乗ってるといいますか、サービスが大体わかる方たちが多いわけなんですよ。先ほど当初から話題になっている水面下にある方々にどう情報を伝えるのかっていうことと、それから、それ以外のその方々を面倒見てる世代といいますか、そういう方たちにどうやって介護や必要なサービスのこととかを伝えていけるのかっていうのが、これからの本当に重要なことです。もちろん学校教育も含めてだと思んですが、小中高校大学も含めて、教育の現場でも課題ですし、それから本当に今暮らしてる人とその高齢者をどう繋いでいくのかっていうようなこともすごく重要なポイントだと思う。いろんな人たちを取り込むための作戦をですね、真剣にやらなければいけないんだっていうのをありありとわかるようなデータでもあったなというふうに思います。

■井上会長

ありがとうございます。

■高橋委員

資料3がすごく見やすいと思って読ませていただいて、9ページのところの自己評価のところの高齢者の強みとは具体的にどういうことなのかなって思って、高齢者も捨てたものじゃないっていうか。まだまだいわゆる人生の上級者ってよく言われますから、そういう風な視点から見るのが大事なんじゃないかなって思って読みました。それから、認知症の方が会議に参加したという、どこか事業所があって、これも良いと思いました。

■井上会長

三八城地区担当の職員の方っていらっしゃるんですか。強みとはどんなことでしょう。

■事務局（柏崎主査兼社会福祉士）

具体的には強みっていうのは聞いてないんですけども。高齢者だからっていうよりは、その方がこれまで生活してきた中で培ってきた経験とか、地域の中でのその人の立ち位置という活動で、何かそういう地域の活動との繋がりがすごい強い方だとか、その人が持っている強みに着目して、何か大変だからすぐサービスでとかっていうのではなくて、地域の中や家族の中での役割で、自分の生きがいとかを生み出していけるようにという視点で、三八城の方では支援を展開しているということでした。

■井上会長

ポジティブなワードでとても未来が明るい感じでいいと思います。他にご意見ご質問はございませんか。ないようですので、令和7年度地域包括支援センター事業評価について、了承することといたします。

（3）令和8年度地域包括支援センター事業計画について

■井上会長

次に、(3)令和8年度地域包括支援センター事業計画について、事務局より説明をお願いいたします。

■事務局（佐藤保健師）

それでは、令和8年度地域包括支援センター事業計画について資料4によりご説明いたします。

1 ページ目をご覧ください。令和8年度八戸市地域包括支援センターの体制については、(1)の設置概要に記載のある通り、高齢福祉課内に設置する、基幹型地域包括支援センター1か所と、外部委託の高齢者支援センター12ヶ所の体制となります。

続いて(2)の職員配置状況についてですが、資料記載の通り今年度は6月末時点で計71人の体制となっております。

2 ページ目を御覧ください。

こちらは市包括の担当地区の分担表になります。市包括の専門職を2名から3名ずつ3チームに分けて、各チームが4ヶ所の高齢者支援センターを担当し、ケースの相談や運営状況に関する相談に対応する体制をとっております。

3 ページ目を御覧ください。

令和8年度八戸市地域包括支援センター事業計画についてご説明いたします。

今年度も、高齢者が可能な限り地域において自立した生活を営むことができるよう、「高齢者が安心安全に暮らせる環境づくりに努める」ことや、「介護予防の普及啓発を図る」ことなどの目標に向け、(3)に記載しております各事業を進めてまいります。

具体的な取り組みといたしましては、(4)事業実施計画に記載の通りとなります。

①共通的支援基盤整備事業では、地域包括支援センターの公正かつ中立な運営の確保を図ることを目的として、運営協議会の開催や地域住民に対する広報を行います。②包括的支援事業のア.総合相談支援業務については、各種相談への対応の他、高齢者町内見守りネットワーク連絡会への支援を引き続き実施してまいります。イ.権利擁護業務については、高齢者虐待への対応の他、4ページ目にまいりまして、成年後見制度利用の促進や八戸圏域成年後見センターの運営を行ってまいります。ウ.包括的・継続的ケアマネジメント業務については、包括的支援事業研修会の開催を年3回計画している他、各高齢者支援センターが開催する地域ケア会議個別会議及び圏域会議に関して、それぞれ記載の通り、目標回数を設定しております。

市といたしましては、計画的な実施に向けて支援を行ってまいります。また、地域における介護支援専門員のネットワーク構築および介護支援専門員に対する個別支援を行ってまいります。エ.指定介護予防支援事業については記載の通りです。オ.在宅医療・介護連携の推進については、資料記載の通り意見交換会を年2回、研修会を年1回開催する他、八戸圏域連携中枢都市圏の連携事業として実施している高齢者福祉合同研修会を開催してまいります。カ.生活支援サービスの体制整備については、資料記載の通り協議会の開催やコーディネーターの配置を行ってまいります。キ.認知症施策の推進についてですが、市包括及び高齢者支援センターへの認知症地域支援推進員の配置や、認知症総合支援検討会議を開催してまいります。続きまして、③介護予防・日常生活支援総合事業についてですが、ア.サービス・活動事業、イ.一般介護予防事業、ウ.介護予防ケアマネジメントの三つの事業について4ページ目から5ページ目にかけて記載の通りの内容で実施してまいります。④家族介護支援事業 ⑤その他については、資料記載の通りとなっております。

また、5ページ目の中段からは、介護予防センターにおいて実施する事業を掲載しておりますので、参考としていただければと思います。

続きまして、6ページから7ページにわたりますが、こちらには市包括と高齢者支援センターの業務内容と役割分担を掲載しております。市包括は、高齢者支援センターを統括し、指導・助言等の後方支援を行う他、地域包括ケアシステムの構築・深化のために国が重要施

策として推進しております認知症施策の推進、在宅医療介護の連携の推進、生活支援体制の整備、地域ケア会議の充実および総合事業における多様なサービスの実施を重点的に取り組むこととしております。

以上で令和8年度の事業計画の説明を終わります。

■井上会長

ただいまの説明に対してご意見ご質問はございませんか。

■李澤副会長

2 ページ目の担当地区分担というところ前回入ってますけども、本当にこのご時世、この資格を持った方を集めるのはすごく事業所的には大変だと思うんですよ。ましてやその中で欠員の事業所があるじゃないですか。そのときには、基幹型からもそういうふうな職員が欠員した場合、紹介とかしてもいいんじゃないかと思ってました。なかなか短期間では決まらない事業者が多いんじゃないですか。

■事務局（沼岡地域包括支援センター所長）

そうですね。現在 12 センターの設置の配置基準人数が不足しているセンターは、3 センターある他、あとは3 職種ですね。保健師、主任介護支援専門員、社会福祉士の職種を揃えることが難しいというセンターも、はい、複数ございます。やはり法人の中での人事異動でしたり、急な退職ということで、不足が突然生じるっていうふうなところも複数聞かれています。なかなかその補充が見つからないっていうふうなことはあります。

■李澤副会長

国の方では、ある程度資格に関してはいくらか緩和されてきているんですか。この資格要件に関してはどうなんですか。

■事務局（沼岡地域包括支援センター所長）

ここ最近は緩和というのはないんですけれども、やはり保健師に関しては例えば看護師の資格を持っていて、地域保健の経験を有する方とか、そういったところは以前に提示していたり、社会福祉士ですとか、主任ケアマネもそういったところがあります。

■井上会長

ケアマネの更新がなくなったりですとか。

■李澤副会長

本当に社会福祉士とか、主任ケアマネとか本当に母体の施設とか事業所なんかでも本当にもう引く手あまたというふうな資格なものですから、本当に大変だろうなというふうに私は思っている感想です。

■事務局（沼岡地域包括支援センター所長）

ありがとうございます。定期的に各センターの方でどのように対応いただけているのかっていうことを書面で報告いただいているところではあります。実際お話を伺っていますと応募はあるんだけど、また面接になって、ちょっとニーズがマッチしないですとか、そういったところのお話も伺っています。今後も引き続き人員体制、充足できるよう、また、配置になった職員ですとか、センターに対しては、引き続き後方支援という形でしていきたいなとは考えております。

■李澤副会長

お願いします。

■井上会長

絶対常勤職員じゃないと駄目なんですか。

■事務局（沼岡地域包括支援センター所長）

非常勤換算ができるようになったというので令和 6 年度の第 2 回の地域包括支援センター運営協議会の方でご報告させていただいておりました。

■井上会長

緩和の一つですね。

■事務局（沼岡地域包括支援センター所長）

そうですね。

■井上会長

しかし兼任はまだやっていないと。

■事務局（沼岡地域包括支援センター所長）

はい。

■井上会長

ありがとうございます。他にございませんか。

■澤口委員

今の熊本のね。地震で担当する行政が機能しなくなっている。というのは被災職員自体も被災している。それから地域全体の機能そのものが寸断されている。そういう中で、八戸市として、広域、圏域的なサポートを得られる体制っていうのは取れるものなのかな。防災の方担当っていうのはもちろんあるでしょうけど、その辺考えておいていただきたいと思う。私は今特養の施設長ですけどもこの間の地震のときに、避難困難者の受け入れの要望が来ました。この庁舎が被災し職員が対応できない状況のとき、他県他地域から職員を派遣してもらうとか、このチームワークの取り方とか、それぞれの分野で対応できる体制っていうのを今後やはり計画の中に入れたいと欲しいなと今発言させていただきました。

■井上会長

ありがとうございます。地域防災計画とか BCP に関することですね。どなたか、あのもしこれに関してご意見、何かお返しの言葉があればお願いいたします

■事務局（村本主幹）

市としての話は少しですが、今多分どこの施設も災害感染症発生時の対応を継続できるような計画っていうのは作成されているかと思います。今、ご意見の通りですね、地震の影響とかで、その事業所自体が活動できなくなるとも想定される内容ですので、今後ともいろいろ協力体制を考えていかなければいけないのかなと思います。実際そこを穴埋めする形で、各専門職能団体などの協力だとか、次こういった準備が必要という今回のご意見のようなところをいただきながらやりたいなと思っております。

■澤口委員

よろしくお願いします。

■事務局（村本主幹）

ご意見ありがとうございます。

■井上会長

実際に受け入れをされたんですか。

■澤口委員

はい。1 件だけでしたけど、突然電話かかってきて、協力はするけれども、できないことが

できないと言えるかどうか。そして、今一番私は感じたのが、ペットを飼っている被災者の方、やっぱりペットまでお世話できるかって言われたらちょっと難しいかなっていう。是非、いろいろ検討していかなきゃいけないなというふうに思ってます。

■井上会長

平時から対話を重ねて、そのときに備えたいですね。

■檜山委員

熊本の被災を見てですね、地震で助かった命が、避難先で命を落とすということは、あってはならないと思うんですよ。せっかく助かった命が、結局、今、何か聞いてるとそういった介護とか、そういった必要な人たちがもう雑魚寝とか、もうすし詰め状態にあるというようなことも報道で聞いてますし。

やっぱり今言ったように、被災したところに避難していくと駄目だから、やっぱり被災してない、他市町村の方に避難させるべきじゃないのかなと。結局、今は40度近いですから、エアコンをちゃんと効いてる施設の方へ、そういった広域避難体制っていうのは必要じゃないかなと感じました。

■井上会長

ありがとうございます。部長から何かございますか。

■事務局（藤田部長）

被害の規模によりけりで話はいろいろ変わってくると思います。今回の熊本みたいに、ものすごい話ですので、そうすると、都道府県でも連携するようになっていって、各地からの消防隊やら、水道関係やら応援がいっぱい行ったりもしますよね。澤口さんのところに、お願いしたのが、福祉避難所の関係だと思います。各市内とか広域の施設にそういうときに、福祉避難所として開けてもらえますかということ、私どもからお願いをして、一応了解をいただいているリストということで選ばせていただいたということだと思います。突然の話になって申し訳ないんですけど、もちろん、そのときの被災状況が、施設でも被災されてるところもいっぱいありますので、それは無理なら言っていて、それで本当に結構ですので、大丈夫だったら受け入れていただくということをお願いしたいと思います。

この地域の中で、そういう災害時連携をどうしていこうかっていうのは、そこまで具体的には、今福祉関係としては、ちゃんと決まったものは今のところないですけれども。包括的には災害時連携していきましようっていうのはずっと前から話がありますので、もうちょっと具体的に事前に相談していければなとは思ってますので、今後、考えさせていただきたいと思います。

■井上会長

他に御意見・御質問はありませんか。

ないようですので、令和7年度地域包括支援センター事業計画について、了承することといたします。

（４）介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務委託事業者の承認について

■井上会長

次に、(4)介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務委託事業者の承認について、事務

局より説明をお願いいたします。

■事務局（村本主幹）

資料5 介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務委託事業者の承認についてをご覧ください。

本件は法令において、指定介護予防支援の一部を委託する場合には、地域包括支援センター運営協議会において審議することと規定されていることから、審議をお願いするものです。本日は資料に記載の三つの事業所についてご審議いただきます。

なお一部の事業所においては、利用者のサービス事業を迎えるため、既に委託契約を締結しております。そのため、事後承認となりますことをご了承ください。

表の一番上にあります、あねとす地域ケアセンター深谷は、当市に住所登録のある要支援認定者が、親族がいる埼玉県深谷市において、介護予防サービスの利用意向があり、当事業所に委託をもう既にしております。

続きましては2事業所、居宅介護支援事業所アトラス、あかりケアプランセンターは、八戸市に新たに開設されたものです。八戸市の被保険者に対する介護予防支援等の業務を受託したいという旨の申し出がございましたので、今後、高齢者支援センターからの業務委託なども見込まれております。

つきましては、これら3事業所を委託先としてご承認いただきますようによりしくお願い申し上げます。以上です。

■井上会長

ただいまの説明に対し、御意見・御質問はありませんか。

ないようですので、介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務委託事業者について、承認することといたします。

議事は以上ですが、その他、皆様から何かございませんでしょうか。

ないようですので、これをもちまして議事を終了し、進行を事務局へお返しいたします。

次第3. 閉会

■司会（沼岡地域包括支援センター所長）

御審議いただきまして、ありがとうございました。次回の運営協議会は、令和9年2月上旬に開催する予定です。

時期が近づきましたら、御案内差し上げますのでよろしくお願いいたします。
それではこれをもちまして、令和8年度第1回八戸市地域包括支援センター運営協議会を閉会いたします。委員の皆様、本日は大変お疲れ様でした。ありがとうございました。